

PCB廃棄物の適正処理に関するガイドライン

平成13年9月

豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会

第1章 総則

1.1 目的

本ガイドラインは、豊田市内においてPCB廃棄物（PCB使用機器を含む）を適正に管理し、安全かつ確実に処理するために必要な事項や方法等を定めたものである。

1.2 適用範囲とガイドラインの構成

(1)適用範囲

本ガイドラインは、豊田市内において、PCB廃棄物（PCB使用機器を含む）を保管（使用を含む）、収集・運搬、処理する場合に適用する。

(2)ガイドラインの構成

本ガイドラインは、「第1章 総則」、「第2章 PCB廃棄物を保管している事業者、PCB使用機器を使用している事業者が果たすべき役割」、「第3章 PCB廃棄物を収集・運搬する事業者が果たすべき役割」、「第4章 PCB廃棄物の処理を実施する事業者が果たすべき役割」並びに「第5章 豊田市の果たすべき役割」より構成される。

1.3 用語の定義

(1)PCB廃棄物

「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」第二条に定めるものをいう。

(2)処理計画

豊田市が策定するPCB廃棄物処理計画をさす。

(3)PCB管理区域

PCB廃棄物の処理施設内で、外部環境へのPCB漏洩が生じないように厳重に管理してPCBを取り扱う必要のある区域をいう。

(4)条例

「豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」をさす。

第2章 PCB廃棄物を保管している事業者、PCB使用機器を使用して

いる事業者が果たすべき役割

2.1 PCB使用機器の使用事業者の果たすべき役割

2.1.1 PCB使用機器の届出

豊田市内でPCB使用機器を使用している事業者は、豊田市が定める届出期限までに担当部局へ届け出ること。

2.1.2 代替機器への期限までの移行

豊田市内でPCB使用機器を使用している事業者は、豊田市が定める使用期限までにPCBを使用していない代替機器へ移行すること。なお、それまで使用していたPCB使用機器は、PCB廃棄物として処理完了まで適正に保管すること。

2.2 PCB廃棄物の保管事業者の果たすべき役割

2.2.1 PCB廃棄物の届出

豊田市内でPCB廃棄物を保管している事業者は、「PCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づいて、毎年度、環境省令で定められる事項を担当部局へ届け出ること。

2.2.2 PCB廃棄物の期限までの処理

豊田市内でPCB廃棄物を保管している事業者は、豊田市が処理計画で定める保管期限までにPCB廃棄物の処理を完了させること。

2.2.3 PCB廃棄物の処理完了までの適正保管

豊田市内でPCB廃棄物を保管している事業者は、豊田市が定める適正保管ルールに則った保管を行うこと。

2.2.4 PCB廃棄物の処理施設への運搬

豊田市内でPCB廃棄物を保管している事業者は、保管しているPCB廃棄物を処理施設へ運搬する場合、豊田市と「PCB廃棄物の収集・運搬における安全性・環境保全性の確保に関する協定」を締結した収集・運搬事業者に委託すること。基本的に、豊田市内においてPCB廃棄物を処理施設へ自己運搬することは認めない。

第3章 PCB廃棄物を収集・運搬する事業者が果たすべき役割

3.1 収集・運搬計画の策定

豊田市内でPCB廃棄物を収集・運搬する事業者は、収集・運搬計画を策定し、豊田市に事前に提出すること。

3.2 豊田市との協定の締結

豊田市内でPCB廃棄物を収集・運搬する事業者は、豊田市と「PCB廃棄物の収集・運搬における安全性・環境保全性の確保に関する協定」を締結すること。

3.3 PCB廃棄物の収集・運搬における環境保全・安全対策

豊田市内でPCB廃棄物を収集・運搬する事業者が、PCB廃棄物の収集・運搬における安全性・環境保全性を確保するために実施すべき事項を以下に示す。

3.3.1 国が進めているPCB廃棄物の収集・運搬に係る基準等の遵守

豊田市内でPCB廃棄物を収集・運搬する事業者は、国が策定を進めているPCB廃棄物の収集・運搬に係る基準やガイドラインを遵守すること。

3.3.2 事前にPCB汚染油を抜いた収集・運搬の原則禁止

豊田市内に設置されるPCB廃棄物処理施設でPCB汚染油抜きを実施した方が環境保全上のリスクが低いため、基本的に、豊田市内ではPCB廃棄物から事前にPCB汚染油を抜いた収集・運搬は認めない。

3.3.3 積替保管の原則禁止

PCB廃棄物を収集・運搬する場合、基本的に、豊田市内でPCB廃棄物を積替保管することは認めない。

3.3.4 安全面で支障の出そうな悪天候の場合の収集・運搬作業の中止

安全面で支障の出そうな悪天候(豪雨、強風等)の場合、収集・運搬の作業を中止し、天候が回復するまで安全な場所へ非難等を行うこと。

3.3.5 緊急時に備えた措置

豊田市内でPCB廃棄物を収集・運搬する事業者は、収集・運搬車両の交通事故、輸送容器からのPCB漏洩事故などの万が一の緊急時に備えて、以下のような措置を実施すること。

豊田市、保健所、病院、消防署、警察署等の関係機関への緊急連絡体制の整備

事故等の緊急時対応マニュアルの整備

万が一の事故を想定した教育・訓練の実施

万が一の事故を想定した汚染拡散防止装備や応急処置用具の常備

3.3.6 その他の措置（マニュアル整備、作業員の教育・訓練、運行管理）

豊田市内でPCB廃棄物を収集・運搬する事業者は、以下の措置を実施すること。

作業マニュアル、輸送容器等の点検マニュアル等の整備

安全な収集・運搬のための日常的な作業員の教育・訓練の実施

収集・運搬車両の運行状況が確認できる運行管理

3.4 地域住民の理解を得るための措置

豊田市内でPCB廃棄物を収集・運搬する事業者が、PCB廃棄物の収集・運搬に関して地域住民の理解を得るために実施すべき事項を以下に記す。

3.4.1 事業者の報告義務

豊田市内でPCB廃棄物を収集・運搬する事業者は、PCB廃棄物の収集・運搬状況や安全対策・環境保全対策の実施状況等に関して豊田市へ報告すること。

3.4.2 事業者の安全監視委員会への出席

豊田市内でPCB廃棄物を収集・運搬する事業者は、豊田市によって設置される安全監視委員会に出席すること。

3.4.3 地域住民の理解促進

豊田市内でPCB廃棄物を収集・運搬する事業者は、PCB廃棄物の収集・運搬に関して地域住民の“安心”を生み出すために、安全監視委員会等においてPCB廃棄物の収集・運搬の実施状況、安全対策・環境保全対策等についての分かり易い説明、意見交換等を行うこと。

3.4.4 自主的な情報公開

豊田市内でPCB廃棄物を収集・運搬する事業者は、PCB廃棄物の収集・運搬状況や安全対策・環境保全対策の実施状況に関して、インターネットなどの簡便な情報ツールを積極的に利用して自主的に情報公開することが望ましい。

第4章 PCB廃棄物の処理を実施する事業者が果たすべき役割

4.1 処理事業に関する計画、施設整備に関する計画の策定

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者は、処理事業に関する計画、施設整備に関する計画を策定し、豊田市に事前に提出すること。

4.2 豊田市との協定の締結

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者は、豊田市と「PCB処理における安全性・環境保全性の確保に関する協定」を締結すること。

4.3 PCB廃棄物の処理における環境保全・安全対策

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者が、PCB処理の安全性・環境保全性の確保するために実施すべき事項を以下に示す。

4.3.1 テクニカルアセスメント（技術評価）

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者は、PCB廃棄物の処理技術の採用にあたってテクニカルアセスメント（技術評価）を実施し、その結果に基づいて適切な処理技術を選択すること。テクニカルアセスメントの評価尺度については「4.5.1 PCB廃棄物の前処理及びPCB汚染油の無害化処理」を参照のこと。

なお、処理技術の選定では、内陸に位置し、住宅や公共施設、商店等から離れた広大な遊休地がないという豊田市の地域特性、及び処理装置の破損や火災・爆発等の万が一の事故が生じた場合の安全性・環境保全性を最大限考慮すること。

4.3.2 生活環境アセスメント

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて生活環境アセスメントを実施すること。なお、大気質、水質、土壌、騒音、振動等の具体的な評価項目は豊田市環境部局との協議により決定すること。

4.3.3 リスクアセスメント

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者は、以下のようなリスクアセスメントを実施して、その結果を地域住民の理解を深めるために活用すること。

通常時の排ガス・排水等の一般環境中への排出量と周辺環境・周辺住民への影響の評価

異常時の状況想定とその影響度及び発生確率の推計に基づくリスク評価

4.3.4 環境モニタリング

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者は、処理開始から処理完了まで継続的に環境モニタリングを実施すること。なお、大気質、水質、土壌、騒音、振動等の具体的なモニタリング項目や測定頻度、測定場所等は豊田市環境部局との協議により決定

すること。また、環境モニタリングの記録は豊田市へ全て提出すること。

4.3.5 安全運転モニタリング

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者は、安全運転モニタリングとしてPCB処理施設が安全に運転されていることを常時監視し、運転データはもちろんのこと、トラブルやミスも含めて詳細に記録に残すこと。なお、安全運転モニタリングの記録は豊田市へ全て提出すること。

4.3.6 緊急時に備えた措置

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者は、処理装置の火災や爆発、PCB管理区域からのPCB漏洩事故等の万が一の緊急時に備えて、以下のような措置を実施すること。

豊田市、保健所、病院、消防署、警察署等の関係機関への緊急連絡体制の整備
事故等の緊急時対応マニュアルの整備
万が一の事故を想定した教育・訓練の実施
万が一の事故を想定した汚染拡散防止装備や応急処置用具の常備

4.3.7 その他の措置（マニュアル整備、作業員の教育・訓練）

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者は、以下の措置を実施すること。

作業マニュアル、施設点検マニュアル等の整備
施設の安全運転のための日常的な作業員の教育・訓練の実施

4.4 地域住民の理解を得るための措置

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者が、PCB廃棄物の処理に関して地域住民の理解を得るために実施すべき事項を以下に記す。

4.4.1 事業者の報告義務

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者は、PCB廃棄物の処理状況や安全対策・環境保全対策の実施状況に関して豊田市へ報告すること。

4.4.2 事業者の安全監視委員会への出席

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者は、豊田市によって設置される安全監視委員会に出席すること。

4.4.3 地域住民の理解促進

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者は、PCB廃棄物の処理に関して地域住民の“安心”を生み出すために、安全監視委員会等においてPCB廃棄物の処理施設の整備、PCB廃棄物の処理、安全対策・環境保全対策等の実施状況についての分かり易い説明、意見交換等を行うこと。

4.4.4 自主的な情報公開

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者は、PCB廃棄物の処理状況や安全対策・環境保全対策の実施状況等に関して、インターネットなどの簡便な情報ツールを積極的に利用して自主的に情報公開することが望ましい。

4.5 PCB廃棄物の処理方法

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者が、採用するPCB廃棄物の処理方法について実施すべき事項を以下に記す。

4.5.1 PCB廃棄物の前処理及びPCB汚染油の無害化処理

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者は、以下の評価尺度によるテクニカルアセスメント（技術評価）の実施結果に基づいて、適切な処理技術を選択すること。については、豊田市の地域特性や万が一の事故が生じた場合の安全性・環境保全性を考慮した処理技術の評価結果を「豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会」平成12年度報告書及び平成13年度報告書に記載しているので、その結果を参考にすること。

- 関係法令の基準遵守、実用化の進捗度
- 地域環境への影響の少なさ
- 地球環境への影響の少なさ
- 事故等の異常発生時における安全性の高さ
- 作業環境の安全性の高さ
- 技術的熟度・レベルの高さ
- 処理対象物に対する適用性の高さ
- PCB廃棄物の一貫処理システム構築に関する適性

4.5.2 PCB廃棄物の処理におけるPCB廃棄物等の適正な管理

豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者は、PCB廃棄物やPCB処理（反応）に伴い生成される二次生成物などの管理をPCBによる汚染の度合いに応じて適正に行うこと。

については、豊田市においてPCB廃棄物の処理を実施する場合の管理水準の考え方を「豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会」平成13年度報告書に記載しているので、それを参考にすること。

4.5.3 空容器解体物、反応生成物等の適正な後処理の実施

PCB廃棄物の処理において生ずる空容器解体物や反応生成物等の後処理では、可能な限りリサイクルを図りつつ、適正に処理するという考え方に基いて実施すること。

なお、豊田市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者は、後処理を実施する前に後処理計画を策定して豊田市へ提出するとともに、後処理の実施状況も豊田市へ報告すること。

第5章 豊田市の果たすべき役割

5.1 PCB処理に関する市民の理解を深めるための取り組み

豊田市が、PCB廃棄物の処理に関して豊田市民の理解を深めるために実施すべき事項を以下に記す。

5.1.1 PCB処理の必要性・安全性の普及・啓発

豊田市は、PCB廃棄物の処理に関する必要性・安全性の普及・啓発を図ること。

5.1.2 収集・運搬事業者及び処理事業者との協定の締結

豊田市は、市内でPCB廃棄物を収集・運搬する事業者と「PCB廃棄物の収集・運搬における安全性・環境保全性の確保に関する協定」を締結すること。

また、豊田市は、市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者と「PCB処理における安全性・環境保全性の確保に関する協定」を締結すること。

5.1.3 PCB処理施設の設置手続き等の確実な実施

豊田市は、関係法令や条例に規定されたPCB廃棄物処理施設の施設立地に関する手続き、及び、PCB廃棄物処理の実施に関する手続きを、PCB廃棄物の処理を実施する事業者が確実に実施するように対処すること。また、豊田市とPCB廃棄物の処理を実施する事業者との間の上記の手続き状況は公表すること。

5.1.4 環境保全・安全対策の実施状況の定期的チェック及び結果の公表

豊田市は、「PCB廃棄物の収集・運搬における安全性・環境保全性の確保に関する協定」に基づいて、PCBの収集・運搬状況や環境保全・安全対策の実施状況等の報告をPCB廃棄物を収集・運搬する事業者から受けて、その内容を定期的にチェックするとともに、その結果を公表すること。

また、豊田市は、「PCB処理における安全性・環境保全性の確保に関する協定」に基づいて、PCBの処理状況や環境保全・安全対策の実施状況等の報告をPCB廃棄物の処理を実施する事業者から受けて、その内容を定期的にチェックするとともに、その結果を公表すること。

5.1.5 住民参加による安全監視委員会の設置・運営

豊田市は、市内でPCB廃棄物の処理が行われる場合、学識経験者、地域住民、市内でPCB廃棄物を収集・運搬する事業者、市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者、豊田市で構成される安全監視委員会を設置・運営すること。

5.2 処理完了までのPCB廃棄物等の安全な管理を担保するための取り組み

豊田市が、市内に保管されたPCB廃棄物(PCB使用機器も含む)が処理完了まで安全に管理されることを担保するために実施すべき事項を以下に記す。

5.2.1 市内のPCB使用機器及びPCB廃棄物の実態把握

豊田市は、市内のPCB使用機器及びPCB廃棄物の実態把握に努めること。

5.2.2 市内のPCB使用機器の使用事業者に対する、代替機器へのスムーズな移行促進のための普及・啓発及び指導

豊田市は、市内のPCB使用機器の使用事業者に対して、代替機器へのスムーズな移行を促進するため、以下のような措置を実施すること。

市内のPCB廃棄物の処理体制が整備された段階で、全てのPCB使用機器の使用事業者名を公表すること

PCB使用機器の届出期限及び使用期限を定めて、その普及・啓発に努めること

市内のPCB使用機器の使用事業者に対して重点的な立入指導を実施し、上記の使用期限までの代替機器への移行を指導すること

5.2.3 市内のPCB廃棄物の保管事業者に対する、処理完了までの適正保管の普及・啓発及び指導

豊田市は、市内のPCB廃棄物の保管事業者に対して、処理が完了するまで適正な保管をさせるため、以下のような措置を実施すること。

市内のPCB廃棄物の保管事業者が遵守すべき適正保管ルールを定めて、その普及・啓発に努めること

PCB廃棄物の届出期限及び保管期限を処理計画で定めて、その普及・啓発に努めること

PCB廃棄物の保管事業者に対して重点的な立入指導を実施し、処理計画で定める保管期限までに処理を完了するように指導すること

5.2.4 市内のPCB廃棄物の保管事業者に対する、適正保管から適正処理へのインセンティブの付与

豊田市は、市内のPCB廃棄物の保管事業者に対して、適正保管から適正処理へのインセンティブを付与するため、以下のような措置を実施すること。

市内のPCB廃棄物の処理体制が整備された段階で、全てのPCB廃棄物の保管事業者名を公表すること

市内のPCB廃棄物の処理完了者の認証制度の創設すること

5.3 安全監視委員会の設置と運営

豊田市が、市内でPCB廃棄物の処理を実施する計画が出された場合に設置すべき安全監視委員会の機能や運営方法等を以下に記す。

5.3.1 安全監視委員会の機能

豊田市は、安全監視委員会が、地域住民、市内でPCB廃棄物を収集・運搬する事業

者、市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者、豊田市などが学識経験者とともに一堂に会し、PCB廃棄物の収集・運搬状況や処理の実施状況等に関する報告、質疑応答を含めた忌憚のない双方向の意見交換等が実施できる、いわゆるリスクコミュニケーションの場となるように配慮すること。

5.3.2 安全監視委員会の運営

豊田市は、安全監視委員会の事務運営を行うとともに、必要に応じて報告資料の作成、委員会への報告等を実施すること。

5.3.3 安全対策・環境保全対策等の実施の確保

豊田市は、安全監視委員会の意を受けて、市内でPCB廃棄物を収集・運搬する事業者や市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者が、PCB廃棄物の収集・運搬や処理に係る安全対策・環境保全対策等を確実に履行するように努めること。

5.3.4 住民への情報公開

豊田市は、「PCB廃棄物の収集・運搬における安全性・環境保全性の確保に関する協定」及び「PCB処理における安全性・環境保全性の確保に関する協定」に基づいて報告を受けたPCB廃棄物の収集・運搬及び処理に関する情報については、三つの例外（特許技術等の技術上の情報、プライベート情報、費用に係る情報）を除いて基本的に情報公開の対象とし、地域住民の参加する安全監視委員会へ報告すること。

5.4 PCB廃棄物の保管(PCB使用機器の使用も含む)、収集・運搬、処理、後処理までの情報管理及び情報公開

豊田市は、関係法令や各々締結する協定等に基づいて、市内のPCB廃棄物の保管事業者(PCB使用機器の使用事業者も含む)、市内でPCB廃棄物を収集・運搬する事業者、市内でPCB廃棄物の処理を実施する事業者などから報告を受けた情報内容を管理・統合して、安全監視委員会の場において安全性・環境保全性等の観点から検証を受けるとともに、情報公開すること。